

なごや暮らしのあんしん情報

不要な工事 点検商法にご注意を!

「地震が増えているので無料で床下を点検する」と言う業者がやってきた。床下の点検後、「柱が老朽化している。地震がきたら家が倒れる」と言われ不安になり、勧められるがまま工事を申し込んだ。しかし、後から本当に必要な工事だったのかと疑問に思い、知り合いの工務店に見てもらったら、床下に異常はなく、**不要な補強工事がされていた。**



点検商法は訪問販売にあたるので、契約書面を受け取って8日以内であればクーリングオフ制度を利用し、無条件で解約することができます。
(工事後であってもクーリングオフができます)



8日を過ぎても、説明に嘘があった場合(不実告知)や、「帰ってください」と言っているのに帰らず、何度も勧誘されて契約させられた場合(不退去)の契約は、取り消すことができる場合があります。

こうしたトラブルを防ぐためにはどうすればいいの?



- 本当に必要な工事かどうか、周囲の信頼できる人に相談してから契約しましょう。
- 工事が必要な場合でも複数の事業者から見積もりをもらって、内容を確認してから契約しましょう。
- 困った時は、早めに名古屋市消費生活センターに相談しましょう!

見守り 新鮮情報

あいさつ回りだと言って訪問してきた新聞の勧誘員から、「お米や洗剤をあげるから」などと言われ**新聞の勧誘**を受けた。**目が不自由**なので**断った**にも関わらず、**3ヶ月間の新聞購読の契約**をすることになって

しまった。**契約書**には**勧誘員が代わりにサイン**をした。その後、販売店からお礼の電話があったので、**解約したい**と申し出たら、勧誘員が再度訪問して来て「**解約するとは何だ**」と言われた。(当事者:40歳代 女性)



目が不自由なのに… 新聞の訪問販売トラブル

ひとこと助言



- ドアを開ける前に、訪問者や用件などをよく確認し、必要なければドアを開けないうちにきっぱりと断ることが大切です。景品を置いて行かれても、契約するつもりがない場合は、使用せず返せるようにしておきましょう。
- 周囲の人も、一人暮らしの障がい者や高齢者の家に見知らぬ人が出入りしていないか、生活に変わった様子がないか等、日ごろから気を配りましょう。
- 民生委員や介護関係者などとすぐ連絡が取れる環境を整えておくことも大切です。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 困ったときは、下記の**消費生活センター**にご相談ください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第309号 (2018年5月29日) 発行：独立行政法人国民生活センター

利用のご案内

相談室(相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です)

受付時間 月～金曜日 TEL 052-222-9671
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く) TEL 052-222-9674
TEL 052-223-3160

消費生活相談 金融商品・高齢者専用商法110番
架空請求ホットダイヤル
サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 TEL 052-222-9690
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

土・日テレフォン相談

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

URL

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



「電子メールによる相談受付」もご利用ください。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678